

関西福祉科学大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 関西福祉科学大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神「感恩」に基づき、福祉社会構築に関する幅広く奥深い教授研究を行い、福祉社会の諸分野において指導的役割を果たしうる人物並びに研究者を育成し、もって我が国の福祉社会構築に資することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(教育内容等の改善)

第2条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 研究科、収容定員、修業年限及び修了

(研究科)

第3条 本大学院に社会福祉学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 本大学院の課程は修士課程と博士前期課程、博士後期課程とする。

3 研究科には次の専攻を置く。

臨床福祉学専攻 博士前期課程

臨床福祉学専攻 博士後期課程

心理臨床学専攻 修士課程

4 各専攻の目的は次の通りとする。

臨床福祉学専攻 博士前期課程

社会福祉の理論と知識を基礎に対人支援技術を身につけた臨床福祉の高度専門職業人の養成

臨床福祉学専攻 博士後期課程

臨床福祉学の研究者と専門教育指導者の養成

心理臨床学専攻 修士課程

保健医療、福祉、教育、司法、産業分野で心理学を基礎に臨床支援のできる高度専門職業人の養成

(定員)

第4条 本大学院の定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
社会福祉学研究科	臨床福祉学専攻	博士前期課程	20名	40名
		博士後期課程	3名	9名
	心理臨床学専攻	修士課程	10名	20名

(修業年限及び在学年限)

第5条 本大学院の修士課程・博士前期課程の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

2 本大学院の博士後期課程の修業年限は3年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

3 第33条の規定により入学した者は、その在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(修了)

第6条 本大学院の修士課程・博士前期課程修了の要件は、修士課程・博士前期課程に2年以上在学し所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審査に合格した者に修了を認める。

2 本大学院の博士後期課程修了の要件は、博士後期課程に3年以上在学し所定の授業科目を20単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査に合格した者に修了を認める。

(学位の授与)

第7条 本大学院において研究科の課程を修了した者には、研究科委員会の議を経て、学長が修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位は次の通りとする。

社会福祉学研究科	臨床福祉学専攻	博士前期課程	修士（臨床福祉学）
	臨床福祉学専攻	博士後期課程	博士（臨床福祉学）
	心理臨床学専攻	修士課程	修士（心理臨床学）

3 前各項に定めるもののほか、本大学院の博士課程を修了しない者が、博士の学位の授与を申請し、論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された場合にも学位を授与する。

4 学位に関する必要な事項は本学則に定めるもののほか、別に定める。

第3章 職員組織

(職員)

第8条 本大学院に次の職員を置く。

研究科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他職員。

2 本大学院の担当教員は、本大学の専任教員の中からこれに充てる。

3 必要に応じて非常勤教員が授業を担当することがある。

4 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(研究科委員会とその構成)

第9条 本大学院研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は研究科長、研究指導教員及び研究指導補助教員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めたときは研究科委員会にその他の教職員を出席させることができる。

(研究科委員会の招集)

第10条 研究科長は原則として毎月、7日前までに文書をもって定例研究科委員会を招集する。

2 研究科委員会は構成員全員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(議長)

第11条 研究科長は研究科委員会の議長となる。ただし、研究科長に事故あるときは研究科長があらかじめ指名した者が議長となる。

(臨時研究科委員会)

第12条 研究科長は研究科委員会の構成員全員の3分の2以上から議題を示し文書をもって要求があった場合には、要求のあった日から14日以内に、臨時研究科委員会を開催しなければならない。

(審議事項)

第13条 研究科委員会は、本大学院研究科の教育研究に関わる次の重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項

二 研究指導教員及び研究指導補助教員の人事に関する学長の諮問事項

三 科目担当教員の人事に関する学長の諮問事項

四 教育課程及び授業科目に関する事項

五 学生の除籍に関する事項

六 学則及び研究科委員会の議を経るものと定める諸規程等に関する事項

七 学生の賞罰に関する事項

2 研究科委員会は、前項に規定するものの他、研究科の教育研究に関する事項について審議し、及び学長・研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科委員会規程)

第14条 研究科委員会の運営に関しては別に本大学院研究科委員会規程の定めるところによる。

第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位数等)

第15条 授業科目、単位数、区分、履修方法等は〔別表Ⅰ〕の通りとする。

(単位算定の基準)

第16条 各授業科目の単位数は、原則として次の基準によって計算する。

一 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 実習については30時間の授業をもって1単位とする。

2 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、前項各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

(研究指導)

第16条の2 研究指導は第8条の規定により置かれる教員が行うものとする。

2 本大学院は、教育・研究上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程・博士前期課程の学生について認めるときは、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第16条の3 大学院の課程において、教育・研究上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期等の適当な方法により授業又は研究指導を行うことができる。

(学修の評価)

第17条 授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可をもって表し、秀、優、良、可を合格とする。

(単位の授与)

第18条 各学期当初に授業科目の履修について登録し、当該授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学院における授業科目の履修)

第19条 本大学院において教育上有益であると認めた場合は、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院において修得した授業科目の単位を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院で修得した授業科目の単位認定に際しても準用する。

3 前2項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(専攻科における授業科目の履修)

第19条の2 削除

(留学)

第20条 本大学院の修士課程・博士前期課程においては、学生交換に関する協定のある外国の大学院又はその他の外国の大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長が

本人の教育研究上有益であると認めた場合に限り、交換留学又は認定留学としてこれを許可することができる。

- 2 前項の交換留学の期間は2学期間、認定留学の場合は1学期間又は2学期間とし、その期間を本大学院における在学期間に算入することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 本大学院において教育上有益であると認めた場合は、学生が本大学院入学以前に他大学院において修得した単位については、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院で修得した単位の場合にも準用する。

- 3 前2項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(他大学院の単位認定及び在学期間の短縮)

第22条 前第19条、20条、21条によって修得した単位は、編入学・転入学の場合を除き、合わせて20単位を超えない範囲で、本大学院修士課程・博士前期課程の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の場合、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院における在学期間に算入することができる。

- 3 前2項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条の2 大学院の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。ただし、第5条で規定する在学年限を超えないものとする。

(授業期間)

第23条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週とする。

(各授業科目の授業期間)

第23条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本大学院が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(修了の要件及び学位の授与)

第24条 削除

第5章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第25条 本大学院の学年は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日から9月30日までを春学期、10月1日から翌年3月31日までを秋学期とする。なお、授業期間については当該年度の学年暦において定める。

(休業日)

第 26 条 本大学院の休業日を次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 二 日曜日
- 三 本学園創立記念日（5 月 14 日）
- 四 春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第四号の休業日は、当該年度の学年暦において定める。

3 本条第 1 項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休日又は休業日に授業を行うことがある。

4 本条第 1 項の規定にかかわらず学長は大学評議会の議を経て臨時に休業日を設け、又は臨時に変更することができる。

第 6 章 入学・編入学・転学・休学・退学及び除籍

(入学資格)

第 27 条 本大学院の修士課程・博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者で本大学院の入学試験に合格した者に限る。

- 一 大学を卒業した者
- 二 大学に 3 年以上在籍し、所定の単位を優れた成績をもって修得し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院において認めた者
- 三 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第 155 条第 1 項に規定された者

2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者で本大学院の入学試験に合格した者に限る。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 修士の学位又は専門職学位と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第 156 条に規定された者

(入学の時期)

第 28 条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。但し、第 46 条の 2 に定める大学院研究員の再入学の時期は博士論文提出時とする。

(入学の出願)

第 29 条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書、その他本大学院所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

(入学試験)

第 30 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、入学試験を行う。

(入学手続等)

第 31 条 本大学院の入学試験の合格者は、誓約書、保証書、その他本大学院所定の書類に入学金、授業料等の納付金を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項手続完了者に対して学長は入学を許可する。

(保証人)

第 32 条 保証書の保証人は独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たしうる者でなければならない。保証人は学生の在学中に関する一切の事項について保証しなければならない。

2 保証人が死亡又はその他の理由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

(編入学)

第 33 条 本大学院に編入を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が認定する。

(転学)

第 34 条 本大学院から他の大学院等に転学を希望するものは、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第 35 条 疾病その他の理由により休学しようとする者は、所定の保証人連署の休学願を研究科長に提出して、学長の許可を得なければならない。(疾病による場合は医師の診断書を添えなければならない。)

2 休学期間中は、所定の在籍料を納付しなければならない。

3 学納金の滞納がある場合は、休学は許可されない。

(休学の期間)

第 36 条 休学の期間は 1 学期単位とする。

2 許可された休学期間を延長して休学しようとする者は、原則としてその休学期間満了前にあらためて休学願を提出しなければならない。

3 休学の期間は通算して 4 学期を超えることはできない。

4 休学の期間は第 5 条及び第 33 条の在学年数に算入しない。

(退学)

第 37 条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、所定の保証人連署の退学願を研究科長に提出して、学長の許可を得なければならない。

2 退学の期日は、退学願に記載されている退学期日とする。

3 学納金の滞納がある場合は、退学は許可されない。

(除籍)

第 38 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第 5 条及び第 33 条に規定する在学年限を超えた者
- 二 第 36 条に定める休学期間を超えてなお就学できない者
- 三 正当な理由なく学納金の納付を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- 四 死亡した者、又は長期間にわたり行方不明の者

(復学)

第 39 条 休学した者が復学しようとする場合は、原則として休学期間満了前に所定の保証人連署の復学願を研究科長に提出して、学長の許可を得なければならない。

- 2 復学の時期は、学期の始めとする。
- 3 学納金の滞納がある場合は、復学は許可されない。

(再入学)

第 40 条 次に掲げる者が再入学を希望する場合は、願出により研究科委員会の議を経て学長が再入学を許可することがある。ただし、再入学は退学もしくは除籍の日から 5 ケ年以内とする。

- 一 第 37 条により退学をした者
- 二 第 38 条第三号により除籍された者

第 7 章 学 費

(学費)

第 41 条 本大学院の学費は入学金、授業料、教育充実費をいう。

- 2 学費の明細は本学則〔別表Ⅱ〕に表示する。
- 3 学費は春学期、秋学期の 2 期に分納する。
- 4 既納の学費は、いかなる理由によっても返還しない。
- 5 第 35 条による休学者の休学中の学費については在籍料のみとする。
- 6 第 20 条による留学者の留学中の学費については別に定める。

第 8 章 科目等履修生・委託生・外国人学生・研究生・聴講生・大学院研究員

(科目等履修生)

第 42 条 本大学院の特定の授業科目の履修及び単位の修得を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可する。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、本学則第 18 条及び第 19 条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(委託生)

第 43 条 公共団体又はその他の機関から本大学院の特定の授業科目について修学を委託さ

れる者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、委託生としてこれを許可する。

(外国人学生)

第 44 条 外国人で大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

(研究生)

第 45 条 本大学院の教員を指導教員として特定の研究課題について研究することを希望する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生としてこれを許可することがある。

2 研究生を志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は 1 年とする。ただし特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(聴講生)

第 46 条 本大学院において、授業科目の一部の聴講を希望する者があるときは、本大学院生の修学に支障がない場合に限り、選考の上、聴講を許可することがある。

(大学院研究員)

第 46 条の 2 本大学院博士後期課程における修業年限を終了し、学位論文作成のために指導教員のもとで引続き研究指導を受けることを希望する者に対して、研究科は選考の上、これを大学院研究員とすることができる。

(修了証明書)

第 47 条 委託生、研究生及び聴講生で履修、聴講授業科目の試験に合格した者には、願い出によってその修了証明書を交付する。

第 9 章 賞 罰

(表彰)

第 48 条 本大学院の学生でその行為・業績において特に表彰に値する者があるときは研究科委員会の議を経て学長が表彰することがある。

(懲戒)

第 49 条 本大学院の学生で学則その他諸規則に違反し、学生の本分に著しく反する行為があったときには研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。

3 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力がきわめて劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなくて出席が常でない者

四 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 10 章 公開講座

(公開講座)

第 50 条 本大学院が必要があると認めるときは公開講座を開設することができる。

第 11 章 施 設

(研究施設等)

第 51 条 本大学院に図書館、研究室その他の附属研究施設を置く。

(厚生施設)

第 52 条 本大学院に厚生施設として学生寮、保健室、学生相談室、食堂等を置く。

第 12 章 補 則

(学則の改廃)

第 53 条 本学則の改廃は、研究科委員会及び大学評議会の議を経て、理事会で決定する。

(学則の準用)

第 54 条 本学則に定めのない事項は、関西福祉科学大学学則の規定を準用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 2 本学則の改正は平成 13 年 7 月 1 日からこれを施行する。
- 3 本学則の改正は平成 14 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 4 本学則の改正は平成 15 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 5 本学則の改正は平成 15 年 7 月 1 日からこれを施行する。
- 6 本学則の改正は平成 16 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 7 本学則の改正は平成 16 年 7 月 1 日からこれを施行する。
- 8 本学則の改正は平成 17 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 9 本学則の改正は平成 18 年 3 月 1 日からこれを施行する。
- 10 本学則の改正は平成 18 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 11 本学則の改正は平成 18 年 10 月 1 日からこれを施行する。

- 12 本学則の改正は平成 19 年 4 月 1 日からこれを施行する。但し、第 28 条については平成 18 年 4 月 1 日から適用する。また、別表 I の教育課程については、平成 19 年 3 月 31 日以前に入学した者より適用する。
- 13 本学則の改正は平成 20 年 4 月 1 日よりこれを施行する。ただし、別表 I の科目「臨床福祉学特論⑱（国際社会福祉特論）」「臨床福祉学特論⑳（国際社会福祉特論）」については平成 20 年 3 月 31 日以前に入学した者より適用する。
- 14 本学則の改正は平成 21 年 4 月 1 日よりこれを施行する。ただし、別表 I の科目「臨床福祉学特論⑱（社会老年学特論）」「臨床福祉学特論⑳（社会老年学特論）」「老年精神医学特論」については平成 21 年 3 月 31 日以前に入学した者より適用する。
- 15 本学則の改正は平成 22 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 16 本学則の改正は平成 23 年 4 月 1 日からこれを施行する。ただし、別表 I の社会福祉学研究科臨床福祉学専攻博士前期課程及び心理臨床学専攻修士課程の教育課程については平成 23 年 3 月 31 日以前に入学した者より適用する。又、社会福祉学研究科臨床福祉学専攻博士後期課程の教育課程に係る変更は平成 23 年 4 月 1 日以降に 3 年生に編入する者にも適用する。
- 17 本学則の改正は平成 24 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 18 本学則の改正は平成 25 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 19 本学則の改正は平成 27 年 4 月 1 日からこれを施行する。ただし、別表 I の社会福祉学研究科臨床福祉学専攻博士前期課程の教育課程については平成 27 年 3 月 31 日以前に入学した者より適用する。
- 20 本学則の改正は平成 29 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 21 本学則の改正は平成 30 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 22 本学則の改正は令和 2 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 23 本学則の改正は令和 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 24 本学則の改正は令和 3 年 6 月 1 日からこれを施行する。
- 25 本学則の改正は令和 3 年 10 月 1 日からこれを施行する。
- 26 本学則の改正は令和 4 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 27 本学則の改正は令和 5 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 28 本学則の改正は令和 6 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 29 本学則の改正は令和 7 年 4 月 1 日からこれを施行する。ただし、別表 I の社会福祉学研究科心理臨床学専攻修士課程の科目「心理実践実習 CⅢ」については、令和 6 年 4 月 1 日以降に入学した者より適用する。
- 30 本学則の改正は令和 8 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 31 本学則の改正は令和 8 年 7 月 1 日からこれを施行する。

〔別表Ⅰ〕（第15条関係）

関西福祉科学大学大学院 教育課程

社会福祉学研究科 臨床福祉学専攻 博士前期課程

科目区分	授業科目	単位	履修区分
	臨床福祉学特論Ⅰ（人間の理解）	2	必修
	臨床福祉学特論Ⅱ（社会の理解）	2	必修
	ソーシャルワーク特論Ⅰ（ミクロ分野）	2	必修
	ソーシャルワーク特論Ⅱ（メゾ・マクロ分野）	2	必修
	地域包括ケア特論	2	必修
	スーパービジョン特論	2	選択
	制度サービス特論Ⅰ（子ども家庭福祉研究）	2	選択
	制度サービス特論Ⅱ（障害者福祉研究）	2	選択
	制度サービス特論Ⅲ（高齢者福祉研究）	2	選択
	制度サービス特論Ⅳ（地域福祉研究）	2	選択
	臨床福祉学研究法特論（研究倫理含む）	2	必修
	臨床福祉学調査研究法特論Ⅰ（量的研究）	2	選択
	臨床福祉学調査研究法特論Ⅱ（質的研究）	2	選択
	臨床福祉学文献研究法特論（外国文献）	2	選択
研究演習科目	臨床福祉学研究演習Ⅰ（M）	2	必修
	臨床福祉学研究演習Ⅱ（M）	2	必修
	臨床福祉学研究演習Ⅲ（M）	2	必修
	臨床福祉学研究演習Ⅳ（M）	2	必修

（授業科目の修了要件）必修科目10科目20単位の他に選択科目10単位以上、合計30単位以上を修得すること。

臨床福祉学研究演習Ⅰ～Ⅳ（M）は論文指導を含む。

社会福祉学研究科 臨床福祉学専攻 博士後期課程

科目区分	授業科目名	単位	履修区分
特殊講義科目	臨床福祉学特殊講義	4	選択
研究演習科目	臨床福祉学研究演習Ⅰ（D）	4	必修
	臨床福祉学研究演習Ⅱ（D）	4	必修
	臨床福祉学研究演習Ⅲ（D）	4	必修

（授業科目の修了要件）必修科目 3 科目 12 単位の他に選択科目 2 科目 8 単位以上、合計 20 単位以上を修得すること。

臨床福祉学研究演習Ⅰ～Ⅲ（D）は論文指導を含む。

社会福祉学研究科 心理臨床学専攻 修士課程

科目区分	授業科目	単位	履修区分
研究 基 礎 科 目	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	選択
	福祉分野に関する理論と支援の展開	2	選択
	教育分野に関する理論と支援の展開	2	選択
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	選択
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	選択
	心理的アセスメントに関する理論と実践A	2	選択
	心理的アセスメントに関する理論と実践B	2	選択
	心理的アセスメントに関する理論と実践C(演習・医療)	1	選択
	心理的アセスメントに関する理論と実践D(演習・発達)	1	選択
	心理支援に関する理論と実践A	2	選択
	心理支援に関する理論と実践B	2	選択
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	選択
	心の健康教育に関する理論と実践	2	選択
	精神医学特論	2	選択
	臨床福祉学の支援と実践	2	選択
	心理科学特殊講義 1	1	選択
	心理科学特殊講義 2	1	選択
	心理科学特殊講義 3	1	選択
	心理実践実習 A I	1	選択
	心理実践実習 A II	1	選択
	心理実践実習 A III	1	選択
	心理実践実習 A IV	1	選択
	心理実践実習 B I	1	選択
	心理実践実習 B II	1	選択
	心理実践実習 B III	1	選択
	心理実践実習 B IV	1	選択
	心理実践実習 C I	1	選択
	心理実践実習 C II	1	選択
	心理実践実習 C III	2	選択
演習 研究	心理臨床学研究演習 I	2	必修

科目区分	授業科目	単位	履修区分
	心理臨床学研究演習Ⅱ	2	必修
	心理臨床学研究演習Ⅲ	2	必修
	心理臨床学研究演習Ⅳ	2	必修

(授業科目の修了要件) 必修科目4科目8単位の他に選択科目22単位以上、合計30単位以上を修得すること。

心理臨床学研究演習Ⅰ～Ⅳは論文指導を含む。

〔別表Ⅱ〕(第41条関係)

〔学費明細〕年 額

研究科	専攻	課程	入学金	授業料	教育 充実費	合計
社会福祉学研究科	臨床福祉学専攻	博士 前期課程	¥200,000	¥700,000	¥100,000	¥1,000,000
		博士 後期課程	¥200,000	¥700,000	¥100,000	¥1,000,000
	心理臨床学専攻	修士課程	¥200,000	¥700,000	¥100,000	¥1,000,000

1. 入学金は、第1学年次入学時のみ納入する。
2. 令和5年度入学者から適用する。
3. 編入学、再入学、復学、科目等履修生、委託生、外国人学生、研究生、聴講生、大学院研究員の学費等については別に定める。